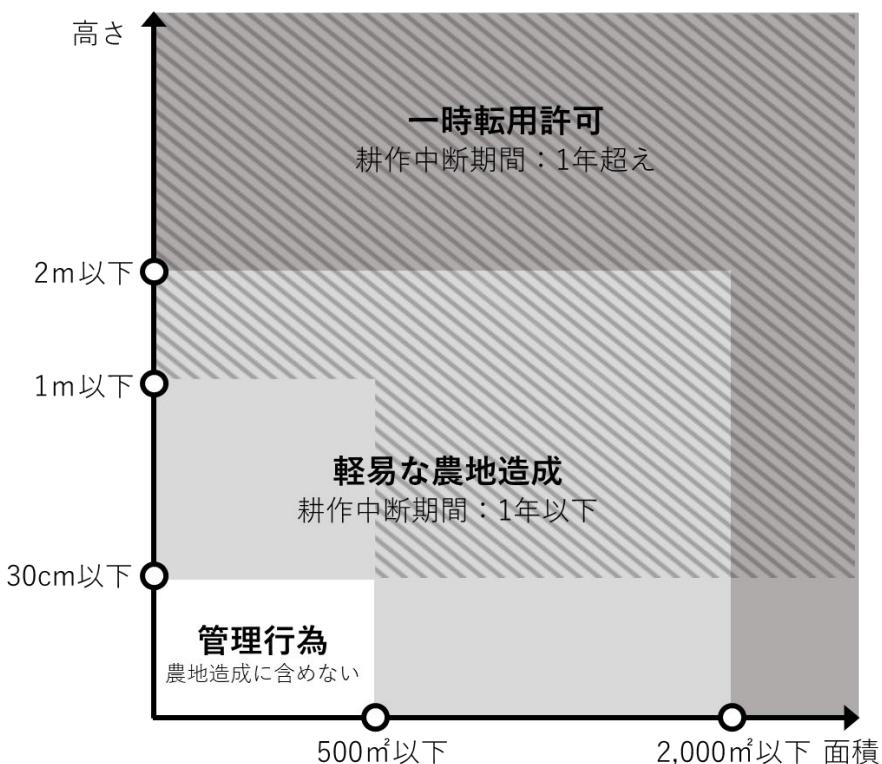


農地造成の手続きのご案内

横浜市では、市街化調整区域内の「農地の造成」は、優良な農地の保全維持や農地の効率的な利用による農業の生産性の向上を図られることが見込まれるなど、農地の利用増進のために行う場合に実施することができます。

農地造成を計画する際には、規模に関わらず、必ず農業委員会に事前にご相談ください。

規模による手続きの違い



軽易な農地造成

- ✓ 次の①～③をすべて満たす農地造成
 - ①耕作中断期間 1年以下、②面積 2,000 m²以下、③最高盛土・切土高が 2 m以下
- ✓ 農業委員会農地造成工事指導要綱に基づく承認申請が必要です。
- ✓ 窓口は農業委員会で、農業委員会が承認します。

一時転用許可

- ✓ 次の①～③のいずれかに該当する農地造成
 - ①耕作中断期間 1年超え、②面積 2,000 m²超え、③最高盛土・切土高が 2 m超え
- ✓ 農地法第5条に基づく許可申請（一時転用）が必要です。
- ✓ 窓口は農業委員会で、横浜市が許可権者です。

盛土規制法許可

- ✓ 上記の手続きに加えて、盛土規制法に基づく許可申請が必要な場合があります。
- ✓ 窓口は建築局調整区域課です。

事前相談から承認までの手続きの一般的な流れ

